

2026 年度海外留学奨学金 募集要項

1. 応募資格

- ① 当財団指定大学の大学院修士課程に在籍、あるいは学部 4 年で同じ大学の修士課程進学が決まっている者。日本国籍を有し 2026 年 4 月 2 日現在 27 歳以下の者。
- ② 人物・学業成績ともに優れ、心身ともに健康である者。
- ③ 経済的に当財団からの奨学金給与が必要と認められる者。
- ④ 自然科学およびその応用分野での研究を目的とした留学であること。
- ⑤ 「大学の留学プログラム」あるいは「協定校への留学派遣(※)」で、単位取得や研究指導を受けるために、大学が認める教育機関もしくは研究機関が所在する国に渡航しての留学であること。
(※) 交換留学、ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等
- ⑥ 留学先での研究活動を行う上で十分な語学力を有している者。
TOFLE ibt 80 点以上、IELTS 6.0 以上、TOEIC L&R 800 点以上 (TOEIC IP も可)のいずれかを満たす者。
- ⑦ 2026 年 7 月から 10 月までの間に、留学を開始する者。応募時に留学中の者は不可。
- ⑧ 留学期間は 1 セメスター以上、1 年度以内であること。
- ⑨ 他の給与留学奨学金等との併給は不可とする。(貸与奨学金との併給は可)
- ⑩ 日本学術研究会特別研究員等、安定的な経済支援を行う事業より支援を受けている者は対象外とする。
- ⑪ 留学出発前に、当財団職員および大学担当者との学内面談に応じることができる者。留学帰国後 2 か月以内に研究成果レポートを提出し、留学期間中も当財団との必要な連絡を適切に行うことができる者。

2. 募集

- ・ 応募枠：指定大学ごとに 1 名の推薦
- ・ 採用人数：最大 12 名（各校 1 名）

3.応募締切

2026 年 3 月末日（応募書類郵送にて必着）

※留学先の受入関係等の事情で、応募期日に間に合わない場合は事前に当財団へご相談ください。

※応募がない場合も、その旨をメールにてご連絡願います。

4.奨学金額・給与期間

留学奨学生本人名義の日本国内の指定口座に円貨にて、毎月 1 日に給付します。

※ 1 日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日が給付日となります。

① 生活滞在費：¥150,000／月（最長 12 か月を限度とする）

・支給対象期間は、受け入れ機関で活動を開始、終了する日となります。

渡航日・帰国日・他地での経由期間等は含みません。

・滞在が 1 か月に満たない場合は、

日割り計算とし ¥5,000／日を給付します。

② 渡 航 費：¥200,000

・初回の給付日に併せ、渡航費は全額一括給付します。

5.応募書類

① 海外留学奨学金申請書

② 成績証明書 学部成績ならびに修士成績（最新のもの）（複写可）

③ 健康診断書 2025 年度中の健康診断にかかる証明書（複写可）

④ 語学力を証明する書類（複写可）

⑤ 海外留学奨学生 誓約書

⑥ 生計維持者の市区町村発行の所得証明書（2024 年所得証明書若しくは非課税証明書）

6.選考と採用決定

大学からの推薦を受けた後、当財団の選考委員会で審査を行い、採否を決定します。

採否が決まり次第、その結果を大学宛に通知します。

（6 月を予定）

7.応募書類について

ご提出いただいた応募書類等につきましては、提出後の修正や追加は認められず、返却もいたしません。提出前に、記入内容に間違いや漏れがないか、十分にご確認ください。

個人情報とは当財団の留学奨学金給付に必要な業務にのみ使用します。

2026 年度海外留学奨学金 採用後の手続きについて

採用後の流れ

①採用通知および誓約書の送付

採用者には、当財団より「海外留学奨学生採用通知」および「誓約書」を大学担当課宛に送付します。不採用者には「不採用通知」を大学担当課宛に送付いたします。

大学担当課におかれましては、これらの書類を該当学生へお渡しください。

②留学日程の連絡および送金予定表の作成

正式な留学日程が決定しましたら、留学先機関による受入確認書類を添えて、大学担当課より当財団へ留学期間をご報告ください。

当財団では、その情報をもとに「送金予定表」を作成し、大学担当課へ送付いたします。

③ 留学終了日・帰国日の報告

留学終了が近づきましたら、正式な終了日および帰国日を大学担当課より当財団へご報告ください。確認後、当財団より「海外留学奨学金送金通知並びに受領書」を大学担当課へ送付いたします。終了日の1か月前までには必ずご報告くださいますようお願いいたします。

④帰国後の受領書提出

奨学生は、帰国後速やかに「海外留学奨学金送金通知並びに受領書」に署名・捺印のうえ、大学担当課を通じて当財団へご提出ください。

⑤研究成果レポートの提出

奨学生は、留学終了日から2か月以内に、研究成果をレポート形式で提出する義務があります。内容は、留学中に修得した専門的事項を中心として差し支えありません。提出されたレポートは、選考委員において留学成果および学修内容の確認に用います。

レポートは大学担当課経由でご提出ください。

なお、期日内に提出がない場合は、奨学金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

奨学金の終了・停止・返金

- ① 奨学生が以下の項目に該当すると当財団が判断した場合は、給付を直ちに停止します。
 - ・ 学生の資格を失ったとき
 - ・ 研究の継続が困難になったとき
 - ・ 本人が奨学金給与を辞退したとき
 - ・ その他、当奨学会の海外留学奨学生として不適当であると認めたとき
- ② 奨学生が留学先で何らかの事情で長期欠席し本来の目的を果たせない場合は、奨学金の給付を停止します。また、無届けの場合は欠席の始期まで遡及し、既に支給した奨学金の返還を請求することができる事とします。なお、奨学生本人が返還できない場合には、連帯保証人に返還義務が生じます。
- ③ 本制度の奨学金は給付型のため返済は不要です。ただし、留学中に各要件を満たさなくなった場合や各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合などには、海外留学奨学生としての採用を取り消し、奨学金を一部もしくは全部の返納を求めることがあります。この場合も、奨学生本人が返納できない場合は、連帯保証人に返納義務が生じます。

以上